

株式会社アズジェット

定 款

平成9年10月28日	作	成
平成9年10月31日	公証人認証	
平成9年11月10日	会 社 成 立	
平成9年12月18日	変	更
平成10年5月15日	変	更
平成11年6月23日	変	更
平成12年3月22日	変	更
平成12年6月28日	変	更
平成14年6月25日	変	更
平成15年6月24日	変	更
平成16年6月18日	変	更
平成17年6月24日	変	更
平成18年6月27日	変	更
平成20年6月24日	変	更
平成21年6月24日	変	更
平成22年6月24日	変	更
平成23年6月23日	変	更
平成26年4月 1日	変	更
平成27年6月25日	変	更
平成30年6月28日	変	更
令和元年6月27日	変	更
令和4年6月23日	変	更

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アズジェントと称する。
英文で、Asgent, Inc. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売及び輸出入
2. コンピュータハードウェア、その他商品等の企画、開発、製造、販売及び輸出入
3. コンピュータのシステム設計及び販売
4. コンピュータソフトウェア技術に関するコンサルティング
5. コンピュータネットワークに関するコンサルティング
6. コンピュータシステム及びセキュリティに付随する運用・監視・その他一切のサービス
7. 匿名組合財産の運用及び管理並びに匿名組合財産の持分の募集
8. 投資事業組合財産の運用及び管理並びに投資組合財産の持分の募集
9. 特定目的会社に対する出資
10. 投資信託委託業、投資法人資産運用業
11. 労働者派遣事業
12. 有料職業紹介事業
13. 情報及び情報システム全般に関する教育、研修事業
14. 各種金融商品、商品先物取引の売買、保有及び運用
15. インフラ施設の設置、管理及び運用（セキュリティ含む）並びにリース及び賃貸に関わる事業
16. 各前号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、13,680,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集および招集地)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- ② 前項の株主総会の招集地は、東京都内とする。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第19条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

- ② 取締役会は、その決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、0円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、0円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。
- ③ 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第40条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払いの配当金には、利息をつけない。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。

- ② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
- ③ 本条の規定は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。